



七戸町商工会報

秋の個別相談会開催

日本政策金融公庫青森支店では、事業承継引き継ぎ支援センターと共催にて「一日公庫・個別相談会」を開催いたします。事業承継・引継ぎ支援センターによる「事業承継相談」並びによろず支援拠点のコーディネーターによる「専門相談」も実施いたします。ワークショップで経営課題の相談が可能ですので、この機会をご利用下さい。

会員に送付される案内書をご確認の上、申込下さいますようお願い致します。不明な点がございましたら商工会までお問い合わせください。

【日時】 10月19日(木)

10時～16時

【場所】 七戸町商工会館



換金期限迫る！

七戸町物価高騰支援生活応援商品券

七戸町商工会では七戸町発行の七戸町物価高騰支援生活応援商品券の換金を委託しております。

なお、お客様がお店で使用できる期限は10月1日までとなっております。

今後の換金予定

■ 9月29日(金)

■ 10月5日(木) **最終日**

受付時間は午前9時～午後3時

※ 10月5日(木)を過ぎた場合、換金を受け付けることは出来ませんので、くれぐれも「注意下さい」。



会員から質問

免税事業者の消費税

インボイス(適格請求書)制度が10月1

日に導入されます。免税事業者は消費税を請求出来ないのか?疑問に思われている方も多いと思います。消費税法第4条では「国内において、事業者が行った資産の譲渡等には、消費税を課する」ことが法定されています。「消費税を課する」とは「消費税を請求する」ことです。この規定はあらゆる事業者に適用されるもので、免税事業者には適用されない訳ではありません。(国税庁HP)

9月に政府が発表したデータでは免税事業者のうち3分の1がインボイス未登録となつているとのこと。

全国連が作成した「インボイスの手引き」を窓口に配置しております。PDFデータは商工会HP内のインボイスセミナー案内ページの参考資料からダウンロード可能です。

エキスパートバンク

青森県商工会連合会では、小規模事業者の方々の経営面での様々な課題解決のために、それぞれの分野での専門家から個別相談を受けられる事業です。初回は無料ですが、2回目以降は一部負担が生じます。詳しくは商工会までお問い合わせ下さい。

【小規模事業者の定義】

- 製造業その他 . . . 従業員 20 人以下
- 商業・サービス業 . . . 従業員 5 人以下

福祉共済制度改定

商工会の福祉共済制度・シニア傷害プランに「熱中症特約」と「個人賠償責任保険」が自動付帯となりました。なお、掛金に変更はありません。現在契約されている方も自動で補償内容が改定されます。詳しくは商工会までお問い合わせ下さい。

部会・委員会等の活動

◎建設工業部会・サービス業部会

▽現在、日帰り視察研修を企画しています。

◎商業部会

▽七夕レシートキャンペーン 77名様に賞品

◎福利厚生委員会

▽9月13日(水) 委員会開催

《決定事項》

・12月7日午後7時から会員親睦ボウリング大会を開催

◎青年部

▽なし

◎女性部

▽9月6日(水) 常任委員会開催

《決定事項》

・9月27日(水) 清掃奉仕活動 中央商店街

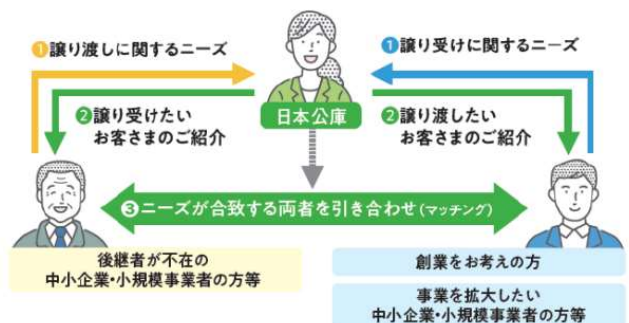
・10月7日(土) ~8日(日) ひなまつり 旧まちの駅

・10月29日(日) 視察研修 三内丸山遺跡ほか

「続けたい」と「始めたい」をつなげる。

後継者がいないことなどを理由に「事業を譲り渡したい」とお考えの方と、創業や事業拡大等に向けて「事業を譲り受けたい」とお考えの方をつなぐ、マッチングサービス「事業承継マッチング支援」を提供しています。

日本公庫 事業承継マッチング



JFC 日本政策金融公庫
国民生活事業

青森支店 (国民生活事業)
〒030-0861 青森県青森市長島1-5-1
Tel:017-723-2331 (平日 9:00~17:00)

小規模事業者持続化補助金

全国商工会連合会では、第14回小規模事業者持続化補助金(締切12月12日)の申請を受付中です。この補助金は持続的な経営に向けた経営計画に基づき、販路開拓等の取組などを支援するため、対象経費の一部を補助するものです。申請が採択された場合、申請枠により最大50万〜250万が補助されます。詳しくは商工会までご相談下さい。

【小規模事業者の定義】

製造業その他 . . . 従業員20人以下
 商業・サービス業 . . . 従業員5人以下

無料ホームページ

初期費用・月額料金0円、充実機能の「全国連版フリープラン」のお申込みは、商工会HPの専用バナーからお進みください。ホームページの作成についてご不明な点などございましたら、商工会にご相談下さい。(非会員はご利用できません)

補助金

使ってみました

■補助事業の事業名

「視認しやすいオシャレ看板で新規顧客集客と認知度UP」



美容室 caLore (川去)

補助金

使ってみました

(尙)中野自転車商会 (七戸)

■補助事業の事業名

「新商品・専用什器による、店の魅力向上とPR強化で顧客拡大！」



商工会からのお知らせ

■小規模事業者経営改善資金の申込状況

4件（9月21日現在）

■商工会では経営指導員ができるだけ多くの会員の声を聞くため巡回を増やして、皆様の声を聞き対応出来ることは速やかに対応するようにしております。

■商工会で記帳代行および決算指導を委託されている会員の方へお知らせ。今年度の指導担当者は総合的な判断により一部変更となります。該当される事業者には個別にご連絡いたします。

■令和3年度経済センサス活動調査結果に基づく集計結果が経済産業省より公開されました。

■商工会では会員へのお知らせをホームページで随時発信しております。

<http://www.aamorishokoren.or.jp/shokokai/shichinohe/>

小規模企業の
会社役員の方
みなさまへ

会社の役員なら

小規模企業共済

小規模企業の会社等役員の方が廃業や退職後の生活資金事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。国が作った制度なので、安心・安全です。

小規模企業等の会社役員なら加入可能

建設・製造・運輸・サービス業（宿泊業・娯楽業に限る）等は常時使用する従業員の数が20名以下の会社役員等。

代表者以外の会社役員でも加入可能

代表者以外の会社役員の方でも商業登記簿謄本に役員登記されている方ならどなたでも加入可能。

役員なら受け取れる大きなメリット

小規模企業共済制度には積立時・受取時ともに大きなメリットが受けられます。詳細は下記をご覧ください。

制度のメリット

掛金は全額所得控除
受取時も税別メリット

掛金は全額が「小規模企業共済等掛金控除」として課税対象所得から控除できます。共済金の受取は一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

共済相談室 TEL.050-5541-7171 【受付時間】 平日 9:00~17:00

チャットボットなら24時間・365日お問い合わせにお答えします

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。

加入・掛金のご質問はこちらをクリック
24時間いつでもチャットで質問可能です



小規模共済 検索

小規模企業共済

個人事業主、
会社代表者の方も
もちろん
加入できます



新会員の紹介

(令和5年6月9月受付分)



新規開業です

・美容室 和（にこ）

七戸

■インボイスについて

七戸町商工会は免税事業者のため、令和5年度のインボイスは非対応とさせていただきます。なお、令和6年度は課税事業者となるため、インボイス登録の予定です。詳細がわかりしだいお知らせいたします。

会報の発行は不定期（年4回程度）となります。

■発行 七戸町商工会

青森県上北郡七戸町字七戸 48 の 3

電話 0176 (62) 2521

FAX (62) 5229